

佐賀県多胎家庭支援ヘルパー派遣事業の御案内



多胎児を妊娠中の妊婦の方や、24か月未満の多胎児のお子さまを子育て中の御家庭の、負担感を軽減するために、御自宅にヘルパーを派遣し、お手伝いをする事業です。

利用対象者	佐賀県内にお住まいの方、または県内へ里帰りをしている方で、 (1) 多胎児を妊娠されている妊婦の方 (2) 出生日から24か月後の末日を経過しない多胎児を子育て中の家庭 ●対象となる方には、母子手帳交付時等に市町の窓口などで申請をしていただくと、「佐賀県多胎家庭支援ヘルパー派遣事業利用券」をお渡しします。	
サービス内容	県が契約している事業者のヘルパー等が自宅を訪問し、家事支援や外出支援を行います。 サービス内容は、裏面を御覧ください。(育児サービスは行っておりません。)	
利用できる時間・曜日	●利用時間：原則として、午前8時から午後6時までです。 ●利用できる曜日：原則として、月曜日から土曜日までです。ただし、祝祭日や年末年始(12月29日から翌年1月3日)は除きます。	
利用回数の上限	●原則として、「利用券」を受け取った日から、多胎児のお子さまが生まれて24か月後の月の末日までに合計96時間以内です。 ●1回の時間単位は1時間以内とし、1日の利用回数は、原則、最大4回(4時間)までです。 ●別にお渡しする、「佐賀県多胎家庭支援ヘルパー派遣利用管理票」で、ヘルパーと一緒に回数を確認してください。(ヘルパーが記入します)	
利用料金	●サービスの利用料は無料です。 ●ただし、ヘルパーの交通費や駐車場料金が生じる場合は、実費相当額を負担していただきます。その分は、直接ヘルパーにお支払いください。 ●ヘルパーに依頼した生活用品等の買い物等に係る費用も、負担してください。	
利用方法	●利用を希望する場合は、お住いの地区を担当する事業者へ直接電話をして申し込んでください。その際、★利用券があるか、★多胎児を妊娠中であるか、★(または)24か月未満の多胎児のお子さまがいるか の確認があります。 ●日程が決まり、ヘルパーが自宅に訪問した時に、「利用券」を確認します。 ●初回は今後の利用に向けたコーディネート(事前調整)となります。	
	事業者名	電話番号
	社会福祉法人グリーンコープ子育てサポートセンターwatage	080-3483-2529
日程の変更又は中止の連絡	・事業者へ利用の連絡をし、取り決めた日程を変更又は中止する場合は、該当利用日の前日の午後5時までに、委託事業者へ連絡をしてください。 ・当日にキャンセルした場合や、連絡をせずに中止した場合は、利用券の利用回数からキャンセル分を差し引くこととなりますのでご注意ください。	
問合せ先	佐賀県庁こども家庭課 母子保健担当 住所：佐賀市城内1丁目1-59 電話番号：0952-25-7568	

佐賀県多胎家庭支援ヘルパー派遣事業 支援サービス内容

●家事支援

内容	できることの例	できないことの例
食事の準備及び後片付け	・簡単な調理 ・配膳、片付け、テーブル拭き ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け	・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の対応（飲食や食事の手配）
衣類の洗濯及び補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・簡単な衣類の補修（ボタン付け等）	・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物、特別な手間をかけて洗う洗濯 ・大量の洗濯、アイロンがけ
居室等の掃除及び整理整頓	・リビング、居間、台所、洗面所、玄関等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌の簡単な片付け	・特別な手間をかけてする掃除（大掃除、床のワックスがけ、浴室、トイレ等） ・庭の掃除（剪定、草むしり等）
生活必需品の買い物	・近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材、日曜品の買い物	・日用必需品以外の買い物（出産祝い品、大型の買い物、大量の買い物等）
その他必要な家事支援	・シーツ交換、布団干し	・ペットの世話 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・銀行での振込み、預貯金の預け入れ、引き出し等 ・自営業等の仕事の手伝い

●外出支援

内容	できることの例	できないことの例
外出支援	・外出前の準備支援 ・保護者同伴での外出支援（病院受診、健診、予防接種、近隣への買い物等の付き添い） ・帰宅後の支援（荷物を運ぶ、購入品等の整理、荷物を降ろす際等の子どもの見守り等）	・ヘルパーが運転する車への同乗

【御利用に当たっての注意点】

※家族全員が不在で留守の場合や、多胎児の保護者の方が不在の場合は、サービスの実施はできません。

